

- 議案第 101 号調布市特定個人情報保護条例
 - 議案第 102 号調布市個人番号の利用に関する条例
 - 議案第 111 号 調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- それぞれに賛成する立場から討論します。

●議案第 101 号調布市特定個人情報保護条例については、マイナンバー法に多くの疑問や不安を持つ立場ではありますが、全国民に個人番号が当てられ、法廷受託事務であるという点を考慮すれば、このことによって行政は市民サービスに不都合が生じないように対応しなければならないと考えます。市の様々な施策を実行するに当たっては、業務委託することもあることから、この点も含め市民を保護するための条例の制定は行政の責務でもあります。不測の事態を想定して、市民の利益を守ることも大事な市の責務と考えれば、特に高齢者がこの仕組みができたことによる被害など出ないように、その取り扱い、特にカード化に関して慎重な扱いをすることなどの啓発を各所管で検討されることを要望し賛成するものです。

●議案第 102 号調布市個人番号の利用に関する条例については、マイナンバー法に賛成する立場ではありませんが、法が制定されたことから先に述べたように法廷受託事務であることを考慮すると、現在は社会保障、税、災害対策の 3 分野について個人番号を想定しています。市が提案した内容は主に福祉分野の庁内連携における内容であり、条例制定しないと市民へ従来通りのサービスが困難なことからの提案と受け止め賛成するものです。しかし、この法は個人情報のコントロール権がないことを含め危惧する市民も多数います。この法には罰則規定はありません。個人番号を提出しない市民への対応の配慮と、番号が悪用されないための検討を要望し賛成するものです。

●議案第 111 号 調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例については、今条例改正については、委員会でのやりとりから、改正となるひとつは、国税の改正により、より市民の立場に立った納税者の負担を軽減する内容の改正であること。もう一点は、マイナンバー法の成立により、この法律の 1 つの範疇である税に関する申告手続きの整備を行うために、条例を整備することは税制の運営上、やむ得ない改正と理解し賛成するものです。